



7月は「差別をなくす強調月間」 差別をなくす強調月間とは

この運動は、1969(昭和44)年「同和対策特別措置法」が公布された7月10日前後一週間を「差別をなくす強調週間」として定め、1972(昭和47)年からスタートしました。

その後、1981(昭和56)年7月を「差別をなくす強調月間」して改められ、積極的に差別をなくす取り組みを続け、今日に至っています。

人は誰もが人として尊重され、幸せな生活を送りたいと願っています。その気持ちとは裏腹に、思わぬひとりで他人の人権を踏みにじていることがあります。差別は他人の問題ではなく、私たちの問題であり、自分自身も差別の当事者になり得る、ということに気づくことが差別をなくす第一歩となります。

知らず知らずに持ってしまう偏見や差別意識にどう向き合っていくのかを、ひとりひとりが常に考えることが必要ではないでしょうか。



犯罪被害者等の支援について

天理市犯罪被害者等支援条例を施行(2017(平成29)年4月1日)し、8年が経過しました。この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにし、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としております。具体的には以下のものです。

○相談及び情報の提供 ○見舞金の支給 ○居住の安定

○広報及び啓発 ○民間団体への支援

※それぞれのお問い合わせについては天理市人権センターまで※

ストーカーやつきまとい、あおり運転や高速道路の逆走など、様々な事件が新聞やテレビで報道されています。昨日まで平穏だった日常が、ある日突然発生する犯罪行為によって失われてしまいます。



犯罪行為を受けた本人も家族も、予想だにできなかった事態に向き合うことになり、突然、当事者になってしまいます。



また、SNSなどソーシャルメディアの匿名性により、「被害者にも落ち度があったのではないか」といった発言が気軽な気持ちで行われることで、被害にあった方々の心身をより一層苦しめることがあります。

自身も不注意などから犯罪を犯してしまう可能性があること、また図らずも犯罪に巻き込まれ、被害者の立場になってしまう可能性があるなどを心にとめましょう。苦しんでおられる方々がいらっしゃることで、そのためにも犯罪被害者支援が行われていることを知ることからはじめてみませんか。